

令和 年度 困窮度判定表

提出先 西之表市建設課建築住宅係

申込者氏名		同居人数	人	(電話)	(携帯)	担当職員 ㊟
申込者住所	〒			(勤務先名)	(勤務先電話)	※
現在お住いの住宅は次のどれに該当しますか。 ア. 持ち家 イ. 借家 ウ. 親の家 エ. その他()						

上記の太線内を記入し、下記項目で該当するものにチェックをつけてください。 チェック欄

1	住宅以外の建物に住んでいる		※
2	住宅以外の建物を改装して住んでいる		※
3	持家・借家が老朽化し、修理不可能な住宅に入居している		※
4	持家・借家が老朽化し、建物の構造部分に修繕が必要な住宅に入居している		※
5	崖上又は崖下などの危険な場所に住んでいる		※
6	周囲の悪臭や騒音の被害を受けている		※
7	1日中ほとんど日照・通風が無いところに住んでいる		※
8	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている		※
9	住宅がないため親族と同居できない		※
10	1つの部屋に2夫婦以上が居住している		※
11	夫婦と12歳以上の子が1つの部屋に就寝している		※
12	1つの部屋に12歳以上の異性兄弟が就寝している		※
13	1つの部屋に12歳以上の同性兄弟が就寝している		※
14	最低居住水準(10×世帯員数+10㎡)未満の広さの住宅に居住している		※
15	家主から立退き要求を受けている(自己の責による場合を除く)		※
16	裁判上の立退き要求を受けている(自己の責による場合を除く)		※
17	遠距離通勤を余儀なくされている(勤務先住所)		※
18	収入に対して過大な家賃を納めている		※
19	高齢者世帯(60歳以上が2人以上)		※
20	高齢者世帯(60歳以上が1人)		※
21	障害者世帯(身体障害1・2級、精神障害1級又は知的障害A判定の者がいる)		※
22	障害者世帯(身体障害3・4級、精神障害2級又は知的障害B判定の者がいる)		※
23	母子・父子世帯(18歳未満の子を1人扶養している世帯)		※
24	母子・父子世帯(18歳未満の子を2人扶養している世帯)		※
25	子育て世帯(12歳未満の子1人を扶養している世帯)		※
26	子育て世帯(12歳未満の子2人を扶養している世帯)		※
27	多子世帯(18歳未満の子が3人以上の世帯)		※
28	生活保護受給者		※
29	DV被害者		※
30	中国残留邦人		※
31	海外からの引揚者		※
32	ハンセン病療養所入所者		※
33	戦傷病者		※
34	原子爆弾被爆者		※
35	住宅に困っている理由を記入してください。		※

住宅困窮条件と添付書類

下記条件のうち、1つでも該当していることが必要です。

1 住宅以外の建物又は場所に住んでいる

該当番号 1, 2

・車庫や小屋などに住んでいる → 現地調査を実施する場合あり

2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に住んでいる

該当番号 3~7

・現在、倒壊の危険がある住宅に住んでいる
・雨漏りしており、修繕するお金もなく、解体する予定である

→ 現地調査を実施する場合あり

※ 持ち家がある方は市営住宅には入居できないので、入居決定後に解体していただきます。

3 間取り、世帯構成から家族と同居できない

該当番号 8~14

・住宅に親や兄弟が既に住んでいて、自分が生活するスペースがない
・近いうちに兄弟が帰ってくるため、自分が生活するスペースがなく家を出ていかなければいけない

→ 現地調査を実施する場合あり

・婚約中であるが、婚姻後の住宅がない場合で、かつ収入低額の方
※単に家を出たいから、家の人と仲が悪いからなどの理由は×

【添付書類】 住民票、婚約証明書、間取り図

4 正当な事由による立退き要求を受けている

該当番号 15~16

・現在、借家又はアパートの大家から立退きの要求を受け、適当な立退き先がない方

【添付書類】 貸主からの証明書

5 遠距離通勤を余儀なくされている

該当番号 17

・片道1時間以上通勤をしている方 → 番号17の勤務先住所を記入

6 収入に対して過大な家賃を納めている

該当番号 18

【添付書類】 賃貸契約書等の写し。ない場合は、通帳の写しなど

7 その他

該当番号 19~34

【添付書類】 住民票、障害者手帳の写し、生活保護受給証明書など